復興・生活再建への女性の視点：阪神・淡路大震災等における参考事例

内閣府男女共同参画局
（平成２３年４月２６日時点）

復興計画の策定に当たっては、多くの女性委員の参画が必要であるとともに、男女共同参画の視点や地域の女性の意見を集約して反映する仕組みが不可欠である。また、住民生活の再建を行っていく上で、生活に密着した女性の意見を反映していくことが、よりよい生活の実現に必要である。阪神・淡路大震災では、次のような課題解決の事例が見られた。（男女共同参画局調べ）

１　復興住宅の運営

○　設計において生活面での意見を取り入れる仕組みになっていなかったため、台所にガスコンロとシンクしかなく、まな板を置くスペースがなかった。その後、女性の意見が取り入れられ改善された。

○　復興住宅の敷地の中に人々が集まれる場を作ることで、住民が集い、気軽に話をするようになり、コミュニティの形成支援につながった。

２　女性の雇用・起業

○　例えば、保育所が機能しない等により子どもを預ける場がないと、女性の就業（継続）が難しくなる。（中越地震では、地元の中小企業が社内に臨時託児所を設置した例もある。）

○　男性が仕事を失い、女性が働く必要性が高まったので、地震発生２か月後からパソコン技術研修を実施して技術を身に着けた。しかし、求人がないので、自ら起業する「女たちの仕事づくりセミナー」を始めたところ、定員の倍の応募があった。

○　介護、子育て等の生活に密着したサービスのニーズが高まり、女性の得意分野で培った能力が活用できるコミュニティ・ビジネスが求められた。そこで、「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」として起業支援を行った（阪神・淡路大震災復興基金を活用。１件あたり300～400 万円）。コミュニティ・ビジネスの起業は、資金面やノウハウの面で女性にも参入障壁が低く、活用された。また、「生きがいしごとサポートセンター」により、NPO やコミュニティ・ビジネスへの就職支援情報が提供され、雇用創出が図られた。

３　女性の意見の集約と反映

○　男女共同参画センターにおいて、男性女性を問わず、電話相談や法律相談を行った。男性が仕事を失ったこと等を背景に、過度の飲酒、DV、離婚に関する相談が多かった。また、避難生活や同居に伴う親戚トラブルや、相続に関する相談も多かった。こうした相談やそれまでの市民団体とのネットワークを活用して、行政では把握しきれない被災者の生活面でのニーズを収集し、ニーズに基づいた情報を提供することができ、円滑な生活再建に貢献した。

○　被災から１か月後の２月 22 日から、兵庫県内４か所でフォーラムを開催し、女性達が集まって活発に議論を行った。その成果は６月に「男女共生まちづくり検討委員会」の提言としてまとめられたが、それが県の復興計画にも反映され、元気な地域づくりにも貢献した。

○　「生活復興県民ネット」という、老舗の民間団体から小さな NPO やグループまでが集まる、ゆるやかなネットワーク団体を立ち上げた。１組織１票をもち、良い意見ならば「県民ネット」の総意として県や民間団体に提案した。女性でも小さな団体でも意見を出してよいという雰囲気ができ、多くの意見が集まり、復興計画にも反映された。

東日本大震災の復興に当たって（提言）

～復興に男女共同参画の視点を～

平成２３年４月２６日
男女共同参画会議議員
鹿嶋　敬　　岡本直美
辻村みよ子　山田昌弘

今回の東日本大震災で被災された多くの方々並びに関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。避難所支援や復旧・復興への取組は、まさに国を挙げて対応していただくべきものであり、一日も早く進展がみられますことを心より願っています。

昨年末に閣議決定されました第３次男女共同参画基本計画では、重点分野の一つに「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を位置付けています。この中では、防災に関し、

・避難場所などの場における安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮
・防災（復興）の取組を進めるに当たっての男女のニーズの違いの把握や男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制の確立

などが掲げられています。

避難所等の支援につきましては、女性に対する相談窓口の設置や女性に対する暴力を防ぐための対応など、既に、女性や子育てのニーズを踏まえた取組が始まっており、引き続き、男女共同参画の視点からの取組が進められることを期待します。

復興につきましては、先般、東日本大震災復興構想会議が立ち上がり、復興に向けた取組が進められています。会議では、基本方針の一つとして、被災自治体が復興の主体となり、そのニーズや意向を受け止めていくことなどが議論されていると承知しています。

被災自治体が地域の復興計画をまとめていく上では、子育てや防犯など、女性や生活者の多様なニーズが十分に反映されることが何よりも重要です。防災会議・復興会議への積極的な女性の登用に加え、男女共同参画の視点が配慮されたまちづくりを進めるための仕組みづくり、例えば計画等を検討する場に女性を複数登用する、当該地域に居住する女性や生活者の意見を広く伺うなどの取組を行っていただくことを強く期待します。

女性の就労等のための支援情報一覧（一般の方向け）

※女性の就労等のために活用できる支援情報です。事業を活用したい場合は、各事業の問い合わせ先にご連絡ください。

（内閣府男女共同参画局ＨＰで、事業のチラシ等をご覧いただくことができます。http://www.gender.go.jp/w_support.html）

	事業名　・　事業者名	支　援　の　概　要	問い合わせ先
1	新しい公共支援事業	「新しい公共」の担い手となるＮＰＯ等に対して経営基盤の強化のためのサービスを提供するとともに、ＮＰＯ等が行政や企業等との協働により地域の課題に取り組む活動を支援します。 ①財務情報や活動内容に関する情報発信、協力や寄附者とのネットワーク形成、融資利用に必要な助言・指導等のサービスを提供します。 ②国又は地方公共団体から受託した業務の実施に際して、金融機関等のつなぎ融資を利用する場合に、融資にかかる利子に相当する金額を支給します。 ③ＮＰＯ等と都道府県・市区町村等が連携して行う、地域の諸課題の解決に向けた取り組み（モデル事業）に対して財政支援します。	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付 参事官（社会基盤担当） TEL：03-3581-0511 http://www5.cao.go.jp/npc/unei/jigyou.html 都道府県担当窓口 http://www5.cao.go.jp/npc/unei/tantoumadoguchi.html
2	地域社会雇用創造事業	地域の生活や環境などの課題を解決することを事業目的とした「社会的企業」の起業支援や担い手の育成を行っています。	＜地域社会雇用創造事業ＨＰ＞ http://www.chiikisyakai-koyou.jp/ （施策関係の問い合わせ） 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付 参事官（産業雇用担当）付 地域社会雇用創造事業担当 TEL：03-3581-9044 （一般の問い合わせ） 株式会社日本総合研究所 地域社会雇用創造事業担当 TEL：03-3288-4692 E-mail：inquery@chiikisyakai-koyou.jp
	①社会起業インキュベーション事業	社会的企業の創業・事業化を通じて「地域社会雇用」を創造するため、社会起業プラン・コンペティションによる選考を通じて、１人当たり300万円を上限に、ＮＰＯや社会起業家などの創業支援のための「起業支援金」を提供します。	
	②社会的企業人材創出・インターンシップ事業	社会的企業分野における、地域のＮＰＯや社会的企業へのインターンシップ等を含めた研修を実施します。 （一定の要件を満たした方には「活動支援金（１月１０万円を目途）」を提供します。）	
3	女性、若者/シニア起業家支援資金	女性または３０歳未満か５５歳以上の方であって、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね５年以内の方に対する運転資金、設備資金の融資を行います。	株式会社日本政策金融公庫 〒100-0004 東京都千代田区大手町１－９－３ 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505（行こうよ！公庫） http://www.jfc.go.jp/
4	農林水産業を支援するための資金	農林水産業の経営改善、事業内容（新規就農含む）にフィットした各種資金の融資を行います。	
5	労働局雇用均等室	被災された方が、産前産後休業や育児休業を理由とする解雇や性別を理由とする解雇などについてご相談いただけるよう、被災地域等の労働局雇用均等室において、きめ細かく相談を受け付けています。また、こうしたトラブルを未然に防ぐため、事業主などに指導を行っています。 その他、雇用均等室においては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法などの法律に関するご相談に応じるとともに、必要な指導、援助を行っています。	雇用均等室所在地一覧 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/
6	女性就業支援全国展開事業	全国の女性関連施設、地方自治体、女性団体（ＮＰＯ法人を含む）、労働組合等（以下、「女性関連施設等」という。）における女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を行っています。	女性就業支援センター 〒108-0014 東京都港区芝５－３５－３ TEL:03－5444－4151 FAX:03－5444－4152 E-mail：info@mirai.jaaww.or.jp http://www.joseishugyo.go.jp
7	マザーズハローワーク	マザーズハローワーク・マザーズサロン・マザーズコーナーでは、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談、さらには地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っています。	（問い合わせ先一覧） 最寄りのマザーズハローワーク・マザーズサロン・マザーズコーナー http://www.mhlw.go.jp/kyujin/mother.html

平成 23（2011）年６月６日

東日本大震災復興へ、女性の視点と力を（提言）

男女共同参画推進連携会議議員　清原　桂子

東日本大震災から３ヶ月がたとうとしています。被災者の方々が、将来への展望をもちつつ、生きがいをもって「今を生きる」ことができるよう、その生活復興をすすめていくための喫緊の課題として、下記の４点を提言します。これらの提言は、昨年 12 月に閣議決定された「第３次男女共同参画基本計画」において新設された「第 14 分野　地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を、東日本大震災復興にあたって、具体的にすすめようとするものです。

これらの提言は、浅野幸子 全国地域婦人団体連絡協議会事務局・研究員、黒田裕子 特定非営利活動法人阪神高齢者・障害者支援ネットワーク理事長、宗片恵美子 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事、原ひろ子 女性と健康ネットワーク副代表、山地久美子 関西学院大学災害復興制度研究所研究員とともに取りまとめたものです。

これらの提言の趣旨には、郷通子 男女共同参画推進連携会議議長並びに大日向雅美 同副議長のご賛同をいただいております。

１．復興計画策定や仮設住宅運営など意思決定の場に必ず女性を

暮らしの現場を担う生活者として、また、母乳が出なくなったり等母子保健などの当事者として、国・自治体・地域の復興計画策定や方針決定の場、避難所・仮設住宅や災害復興公営住宅などの運営リーダーに必ず女性が入り、女性の声が反映されるようにする必要があります。

女性割合３割（「第３次男女共同参画基本計画」の目標）への積極的取り組み、女性たちの声を直接聞く場の定例化など、女性たちが遠慮しなくていい具体的な仕組みをつくることが急がれます。

【具体例】

◇　復興計画策定の会議や地域の方針決定の場においては、女性割合を上記目標にできる限り近づけるよう配慮

◇　避難所における更衣室、授乳スペースへの配慮、仮設住宅における防犯への配慮など、避難所や仮設住宅等において、女性リーダーを必ず運営責任者のなかに配置　　等

２．復興の担い手としての女性たちの活躍支援を

地域には、具体的な子育てや介護、暮らしのノウハウに長けるとともに、豊富な人脈をもつ多くの女性たちがおり、復興の担い手としてその活躍を応援する仕組みが必要です。これまでの人間関係とともに、これからの人間関係を結んでいくためにも、「今」このときの元気を共有するためにも、その力を生かしていくことが重要です。

【具体例】

◇　被災者を戸別訪問し、顔と顔をあわせて情報提供や相談を行う、生活支援相談員の採用・配置

◇　仮設住宅や災害復興公営住宅等に集会施設を設置し、健康づくりサロンや喫茶スペースなどを運営

◇　農漁業の加工品販売はもとより、集会施設で話をしながら小物づくりをし販売によって収入を得るなど、生きがいづくりとしごとづくりをめざす、女性たちによるコミュニティビジネスの積極的支援

◇　復興過程の意思決定の場や実際の活動現場で、女性の医師・看護師・保健師・助産師・カウンセラー・栄養士・保育士などが、充分に意見の表明ができ、また、それぞれの家庭と活動が両立できるよう支援　　等

３．柔軟に活用できる復興基金の設置を

上記のような生活復興やしごとの復興等を迅速にすすめていくために、阪神・淡路大震災や新潟県中越大震災、中越沖地震などでも活躍した復興基金の設置が不可欠です。特に、暮らしを具体的に復興していくソフト施策の展開には大きな力を発揮することができます。

【具体例】

◇　復興基金の設置と、変わっていく復興局面に柔軟かつ迅速に対応していく運用

◇　建物等の「ハード」とともに、人やコミュニティ等の「ソフト」を同時にすすめる資金投入、少額・無担保・無保証で借りられる資金、女性たちの声の反映　　等

４．継続的支援のための台帳・手帳と、性差や世代のちがいに応じた支援

復興過程においては、男女のちがいや世代のちがい、おかれた状況のちがいに応じた、きめ細かな支援が必要です。あわせて、その際、一方的に支援される側とするのではなく、復興の担い手としての取り組みを応援していくことが大切です。

特に、次世代を担う子どもや若者たちが、積極的に地域の復興に参画できる仕組みは、大人たちの元気にもつながります。

きめ細かな支援を継続的に行っていくために、個人・世帯ごとの総合的台帳や、被災者自身が自己管理できる手帳などが役にたつと思います。

【具体例】

◇　個人・世帯ごとに被災者を継続的にフォローしていくための総合的台帳や、被災者自身が自己管理できる手帳

◇　子どもや若者たちが、地域づくりに参画し、多世代と交流できるしかけ

◇　高齢者等への保健・医療・福祉の専門職やＬＳＡ、地域による見守りシステムとともに、高齢者による子どもたちへの「昔の話」「昔の遊び」伝承など

◇　震災遺児、障がい者や外国人、ひとり親家庭などへの配慮や、高齢男性の仮設住宅入居後の閉じこもり化・アルコール依存への対応、男性のための料理教室、などきめ細かな支援　　等

東日本大震災復興に向けてのシンポジウムin宮城

今こそ女性のパワーを発揮しよう！

参加者募集中

女性の視点から、東北の元気、日本の元気を取り戻すために、被災地の現状を知り、復興への活動を喚起するシンポジウム。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

2011年6月28日（火） 13:30～16:30（受付13:00～）

会場：せんだいメディアテーク オープンスクエア

定員：200名（東北地方の方を優先し、先着順とさせていただきます。）

主催：内閣府、宮城県、仙台市、（財）せんだい男女共同参画財団

協力：マザーズハローワーク青葉、宮城県看護協会、のびすく仙台、日本女性法律家協会、日本赤十字社

東日本大震災復興に向けての シンポジウム in 宮城

シンポジウムの内容

○ 基調講演（30分）
○ パネルディスカッション（90分）
○ 参加者による対話（60分）

講師・コーディネーター

○ 清原 桂子氏　兵庫県　理事

パネリスト

○ 足立 千佳子氏　登米市企画部市民活動支援課 男女共同参画支援員
○ 小野 明子氏　小野リース（株）代表取締役
○ 洞口 とも子氏　名取市産直グループ「サンサンメイト」代表
○ 宗片 恵美子氏　イコールネット仙台 代表理事

参加者による対話

参加者が希望するテーマに分かれて話し合い、
その中でテーマごとの専門家への質問もできます（任意参加）。
参加者による対話のみの参加も可。

テーマ）
① 就労（マザーズハローワーク青葉）
② 女性の健康（宮城県看護協会）
③ 子育て（のびすく仙台）
④ 法律（日本女性法律家協会）

その他のコーナー

○ 誰もが何でも語る「交流の場」もあります。
○ 日本赤十字社等の展示や募金コーナーもあります。
○ 基調講演・パネルディスカッションでは手話通訳があります。
○ 託児室をご用意しています。（定員：未就学児5名程度）

会場へのアクセス

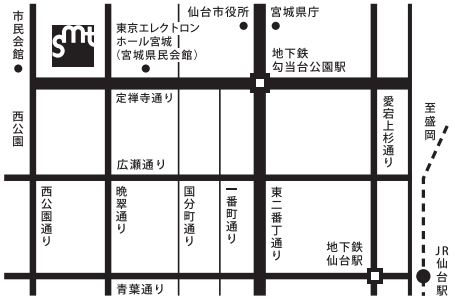

せんだいメディアテーク
（〒980-0821 仙台市青葉区春日町2-1　tel 022-713-3171）

□ 地 下 鉄 ：仙台駅から泉中央行きで3分、勾当台公園駅下車。「公園2」出口から徒歩6分（約450メートル）。
□ バ　　ス：仙台市営バス 仙台駅前-29番（荘内銀行前）のりばから「定禅寺通市役所前経由交通局大学病院」行き（系統番号J410）で約10分、メディアテーク前下車。
□ 徒　　歩：仙台駅より約20分（約1.8キロメートル）。
□ タクシー：仙台駅西口タクシー乗り場から約7分。

参加を希望される方は、以下のいずれかの方法でお申し込み下さい。

● ホームページ：内閣府男女共同参画局のホームページ（http://www.gender.go.jp/symposium_miyagi.html）
● TEL：03-5253-2111（内線83704）（内閣府男女共同参画局）、TEL：022-211-2568（宮城県 共同参画社会推進課）のいずれかへ
● FAX：03-3581-9566（内閣府男女共同参画局）、FAX：022-211-2392（宮城県 共同参画社会推進課）のいずれかへ

（※）必須

氏　名（ふりがな）（※）	
所　属（所属されている企業・団体等がある場合）	
お住まいの都道府県（※）	
「参加者による対話」で参加を希望される場合はそのテーマに○をつけて下さい	① 就労　② 女性の健康　③ 子育て　④ 法律
託　児（託児を希望される場合はお子さまの氏名・年齢）	
連絡先（主催者より緊急に連絡差し上げる場合の電話番号（携帯電話も可））（※）	

お問い合わせ先　内閣府男女共同参画局総務課企画係　電話　03-5253-2111（内線83704）

お申し込みいただいた個人情報は、当イベントの運営業務にのみ使用し、開催終了後はすみやかに破棄致します。

（参考）

第３次男女共同参画基本計画（抜粋）

（平成２２年１２月１７日閣議決定）

第１４分野　地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

４　防災における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。	
具体的施策	担当府省
ア　防災分野における女性の参画の拡大	
・地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る。	内閣府、総務省
・防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。	内閣府、関係府省
イ　防災の現場における男女共同参画	
・災害時における女性高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、女性、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図る。	内閣府、関係府省
・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。	内閣府、総務省
・男女の参画や、災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。	内閣府、関係府省
・避難場所や災害ボランティア活動などの場において、安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう図る。	内閣府、関係府省
・消防職員・消防団員、警察官、自衛官等について、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意する。また、平時訓練などその職業能力の向上についても配慮する。	警察庁、総務省、防衛省
ウ　国際的な防災協力における男女共同参画等	
・「防災協力イニシアティブ」（平成 17 年１月 18 日）に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。	外務省、関係府省

防災基本計画（抜粋）

（平成 20 年２月中央防災会議決定）

第１編 総則

第３章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

○近年の都市化，高齢化，国際化，情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられるが，国，公共機関及び地方公共団体は，これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ，次に掲げるような変化については，十分な対応を図ることとする。

（略）

・男女双方の視点に配慮した防災を進めるため，防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第２編 震災対策編

第１章 災害予防

第３節 国民の防災活動の促進

２　防災知識の普及，訓練

（４）防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮

○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第２章 災害応急対策

第６節 避難収容活動

２　避難場所

（２）避難場所の運営管理

○地方公共団体は，避難場所における生活環境に注意を払い，常に良好なものとするよう努めるものとする。また，避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

（※）男女共同参画関係部分を抜粋したもの。上記の他、女性層の消防団員への参加の促進、自主防災組織への女性の参画促進についても記述。また、妊産婦等の災害時要援護者等についても記述がある。

（※）「震災対策編」以外の「編」においても、震災対策編の記述と同じ記述がある。

被災地等における安全・安心の確保対策
（抜粋）

平成23年4月6日
被災地等における安全・安心の
確保対策ワーキングチーム決定

平成23年5月13日
犯罪対策閣僚会議改定報告

1　被災地等の治安回復・維持

(5)　避難所における防犯対策、相談への対応等

【内閣官房・内閣府・警察庁・法務省】

避難所においては、窃盗を始めとした各種犯罪のみならず、流言飛語や生活上の様々なトラブルが生じ、これが被災者の不安を殊更に増大させることが懸念されることから、このような不安を解消し、被災者の生活の安全・安心を保持するため、的確な情報の発信に努めるとともに、被災地の警察官に加え、全国から被災県に対し、警察官やパトロールカーを派遣し、警戒・警ら活動を推進する。

また、全国から女性警察官を派遣し、被災者が相談しやすい環境を整備し、避難所等における相談の受理や防犯指導、流言飛語への対応等を行う。その際、必要に応じ、保護司等の関係機関・団体と連携する。

さらに、長期化する避難所での生活等に伴うプライバシー侵害等、震災に伴って生ずる様々な人権問題に対処するため、人権相談に応じるほか、女性や子育てに配慮した避難所の設計や安全な生活環境の整備を推進するとともに、避難所運営への女性の参画や意向の反映を促進する。

また、女性に対する暴力に関する相談サービス等の周知を図る。

(6)　被災地等における子ども・女性への支援

【内閣府・警察庁・文部科学省・厚生労働省】

被災地等の子ども・女性の犯罪被害に遭う不安を解消し、生活の安全・安心を保持するため、被災地の警察官に加え、全国から被災県に対し、警察官やパトロールカーを派遣し、警戒・警ら活動を推進する。

また、全国から女性警察官を派遣し、関係機関・団体と連携して、避難所等における子ども・女性からの相談の受理、防犯指導等を行う。